

○文部科学省告示第 号

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年 月 日

文部科学大臣 盛山 正仁

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一 標準設置経費額（第一の二の(一)、第二の二の(四)、第三の二、第四の二、第五の一の(二)、第五の二の(二)及び第五の三の(二)関係）
 一 大学
 (一) 収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人未満）の場合
 (単位：百万円)

備考 一〇十「略」	合計	設備の整備に要する経費	校舎の整備に要する経費	経費の区分		
				学部の種類	学関係及び歯学関係を除く。	学関係
	七三三	三九	七	人文科学 関係又は社会科学 関係	自然科学 関係	その他
	九	七八二	七	社会科学 （医学関係及び歯学関係を除く。）	学関係	属病院 （うち附属病院）
	五	一五三	三〇			属病院 （うち附属病院）
	一九〇	七、四六〇	六三			
	五	七、一八〇	二			

(二) 収容定員が八〇〇人以上（医学関係及び歯学関係にあつては七

改正前

別表第一 標準設置経費額（第一の二の(一)、第二の二の(四)、第三の二、第四の二、第五の一の(二)、第五の二の(二)及び第五の三の(二)関係）
 一 大学
 (一) 収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人未満）の場合
 (単位：百万円)

備考 一〇十「同上」	合計	設備の整備に要する経費	校舎の整備に要する経費	経費の区分		
				学部の種類	学関係及び歯学関係を除く。	学関係
	六八八	三八	四	人文科学 関係又は社会科学 関係	自然科学 関係	その他
	二	七五八	四	社会科学 （医学関係及び歯学関係を除く。）	学関係	属病院 （うち附属病院）
	〇	一四九	九			属病院 （うち附属病院）
	一一一	七、二二九	七二			
	八	一、九〇九	九			

(二) 収容定員が八〇〇人以上（医学関係及び歯学関係にあつては七

設備の整備に要する経費	一一	二三五	四七
合計	三六七	七一四	四四〇
備考	一〇五六 「略」		

(二) 収容定員が一五〇人を超える場合

(単位：百万円)

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
校舎の整備に要する経費	四二二	五九八	四七三
設備の整備に要する経費	二四	四七〇	九二
合計	四四六	一、〇六八	五六五
備考	一・二 「略」		

三 高等専門学校

(単位：百万円)

経費の区分	収容定員	
	二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
校舎の整備に要する経費	七三三	九五二
設備の整備に要する経費	二九一	五八〇
合計	一、〇二四	一、五三二
備考	一〇五 「略」	

別表第二 標準経常経費額 (第一の三の(一)、第二の三の(三)、第三の三、第四の三、第五の一の(三)、第五の二の(三)及び第五の三の(三)関係)

(単位：千円)

設備の整備に要する経費	一一	二二八	四五
合計	三四五	六七八	四一三
備考	一〇五六 「同上」		

(二) 収容定員が一五〇人を超える場合

(単位：百万円)

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
校舎の整備に要する経費	三九五	五六一	四四四
設備の整備に要する経費	二三	四五六	八九
合計	四一八	一、〇一七	五三三
備考	一・二 「同上」		

三 高等専門学校

(単位：百万円)

経費の区分	収容定員	
	二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
校舎の整備に要する経費	六八八	八九三
設備の整備に要する経費	二八二	五六二
合計	九七〇	一、四五五
備考	一〇五 「同上」	

別表第二 標準経常経費額 (第一の三の(一)、第二の三の(三)、第三の三、第四の三、第五の一の(三)、第五の二の(三)及び第五の三の(三)関係)

(単位：千円)

備考 一〇五 〔略〕	人件費	額の計算方法
	人件費以外の経常経費	
備考 一〇五 〔同上〕	人件費	額の計算方法
	人件費以外の経常経費	

備考 表中の「」の記載は注記である。

経費の区分

額の計算方法

人件費

教員数×九、〇〇〇+職員数×六、四〇〇

人件費以外の経常経費

〔略〕

経費の区分

額の計算方法

人件費

教員数×八、八〇〇+職員数×六、三〇〇

人件費以外の経常経費

〔同上〕

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和八年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。）に係る審査から適用する。